

広島県告示第四百七十一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十一条第一項の規定によつて、漁業の免許の内容たるべき事項等を定めたので、同条第五項の規定に基づき、別冊のとおり公示する。

平成二十年五月八日

広島県知事 藤 田 雄 山